

## 日本第四紀学会倫理憲章

(2005年8月27日、総会にて決定)

### 前文

本会は、人類を産み育ててきた地球の環境変動を、人類が地球に与えてきた様々な影響とともに科学的に調査研究し、成果を広く社会に普及する事を目的とする。また、内外の関連学協会と協調し、人類社会の持続的発展と地球環境及び生物多様性の保全に貢献することを希求する。

### 1. 科学者・教育者としての倫理

会員は、専門知識と技術の向上をめざして自己研鑽を図るとともに、本学会を構成する諸分野の相互理解にも努める。調査研究および教育普及にあたっては、基本的人権の尊重の上にたって、法を遵守し社会的良識に従って行動する。

### 2. 知的交流の促進

会員は、得られた成果が広く吟味・検証されるべく努め、専門知識と技術を活用して他分野との交流を促進する。また、調査研究の公表にあたっては先行研究と他者の業績を正當に評価する。

### 3. 人類社会への責務・地球環境への責務

会員は専門的な知識や立場を活かし、地球環境の過去・現在・未来について、社会に対する適切な情報提供に努める。自らの調査研究の実施にあたっては、環境への影響を適切に評価し、影響を最小限に押さえるべく努め、地域の人々の信頼と尊敬を獲得するべく努力する。

### 4. 次世代への責務

会員は、次世代を担う人材の育成に努めるとともに、調査・研究の成果物、標本、試資料、露頭、遺跡、景観など、諸遺産の保護・保全に努める。